

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十三号

#### 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（奨学生の資格） 第二条（略）</p> <p>一 その者の生計を維持する者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者をいう。以下同じ。）の年間の全収入額が別に定める基準額以下であること又はその者の生計を維持する者の市町村民税所得割の額（別に定めるところにより算出した額をいう。）の合計額が別に定める基準額未満であること。</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（申請書及び推薦調書） 第三条（略）</p> <p>2 条例第五条第三項から第五項までに規定する規則で定める推薦調書は、別記様式第二号から別記様式第二号の三までのとおりとする。</p> <p>（奨学生の決定等） 第六条 条例第七条第二項の規定による申請者への通知は、別記様式第三号から別記様式第三号の三までの広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書又は別記様式第四号の広島県高等学校等奨学金貸付不承認決定通知書により行うものとする。</p> <p>2 申請者は、別に定めるところにより、別記様式第五号の誓約書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請者が特別の事由がなく誓約書を提出しないときは、奨学生となることを辞退したものとみなす。</p> <p>第八条（奨学生等の届出事項） 2・3（略）</p>	<p>（奨学生の資格） 第二条（略）</p> <p>一 その者の生計を維持する者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者をいう。以下同じ。）の年間の全収入額が別に定める基準額以下であること。</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（申請書及び推薦調書） 第三条（略）</p> <p>2 条例第五条第三項に規定する規則で定める推薦調書は、別記様式第二号から別記様式第二号の三までのとおりとする。</p> <p>（奨学生の決定等） 第六条 条例第七条第二項の規定による申請者への通知は、別記様式第三号から別記様式第三号の三までの広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書（次項において「貸付決定通知書」という。）又は別記様式第四号の広島県高等学校等奨学金貸付不承認決定通知書により、当該申請者が在学する学校の長を経由して行うものとする。</p> <p>2 申請者は、貸付決定通知書を受けたときは、十五日以内に別記様式第五号の誓約書を当該申請者が在学する学校の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請者が特別の事由がなく前項の期間内に誓約書を提出しないときは、奨学生となることを辞退したものとみなす。</p> <p>第八条（奨学生等の届出事項） 2・3（略）</p>

4 前三項の規定による届出は、別記様式第六号から別記様式第十一号までの異動届により行うものとする。

第九条 (奨学生の資格を証する書類等の提出等)  
修学奨学金に係る奨学生及び入学準備金に係る奨学生(以下「修学奨学金に係る奨学生等」という。)は、知事が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類その他の書類を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。

2 (略)

(借受者の届出事項)  
第十三条 第八条(第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号を除く。)の規定は、借受者に準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「奨学生」とあるのは「借受者」と、同条第四項中「別記様式第六号から別記様式第十一号まで」とあるのは「別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第十号及び別記様式第十一号」と読み替えるものとする。

(償還の猶予)  
第十四条 (略)

2 償還を猶予する期間は、四年以内とする。ただし、償還が猶予された場合において、その猶予期間経過後もなお当該償還を猶予された理由となる事実が継続しているときは、その猶予期間を延長することができる。

3 償還の猶予を受けようとする借受者又は前項ただし書の規定により償還猶予の期間の延長を希望する者は、別記様式第十七号の奨学金償還猶予(期間延長)申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による償還の猶予申請又は償還猶予の期間の延長申請を承認したときは、別記様式第十八号の奨学金償還猶予(期間延長)承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

4 前三項の規定による届出は、別記様式第六号から別記様式第十一号までの異動届により、奨学生在が在学する学校の長(奨学生在が退学した場合にあつては、当該奨学生在が在学していた高等学校等の長)を経由して行うものとする。

(奨学生の資格を証する書類等の提出等)  
第九条 修学奨学金に係る奨学生及び入学準備金に係る奨学生(以下「修学奨学金に係る奨学生等」という。)は、知事が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類その他の書類を、別に定めるところにより当該奨学生等が在学する高等学校等の長を経由して知事に提出しなければならない。

2 (略)

(借受者の届出事項)  
第十三条 第八条(第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号を除く。)の規定は、借受者に準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「奨学生」とあるのは「借受者」と、同条第四項中「別記様式第六号から別記様式第十一号まで」とあるのは「別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第十号及び別記様式第十一号」と、奨学生在が在学する学校の長(奨学生在が退学した場合にあつては、当該奨学生在が在学していた高等学校等の長)を経由して行うものとする」とあるのは「行うものとする」と読み替えるものとする。

(償還の猶予)  
第十四条 (略)

2 償還を猶予する期間は、一年以内とする。ただし、償還が猶予された場合において、その猶予期間経過後もなお当該償還を猶予された理由となる事実が継続しているときは、その猶予期間を延長することができる。

3 償還の猶予を受けようとする借受者は、別記様式第十七号の奨学金償還猶予申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による償還の猶予申請を承認したときは、別記様式第十八号の奨学金償還猶予承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

5 第二項ただし書の規定により償還猶予の期間の延長を希望する者は、別記様式第十九号の奨学金償還猶予期間延長申請書にその理由

<p>(償還の免除) 第十五条 (略)</p> <p>2 償還の免除を受けようとする者は、別記様式第十九号の奨学金償還免除申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による償還の免除申請を承認したときは、別記様式第二十号の奨学金償還免除承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。</p>	<p>となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>6 知事は、前項の規定による償還猶予の期間の延長申請を承認したときは、別記様式第二十号の奨学金償還猶予期間延長承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。</p> <p>(償還の免除) 第十五条 (略)</p> <p>2 償還の免除を受けようとする者は、別記様式第二十一号の奨学金償還免除申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による償還の免除申請を承認したときは、別記様式第二十二号の奨学金償還免除承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。</p>
--	--

別記様式第一号及び別記様式第一号の二を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付申請書 (修学奨学金用)

令和 年 月 日

広島県知事 様

奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第 5 条第 1 項の規定により、次の事項を確認し同意の上、申請します。

- ・ この申請書の記載内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、速やかに広島県高等学校等奨学金を辞退し返還します。
- ・ 奨学金の貸付けを受けるに当たり、原則として県内に住所を有している、かつ、成年者である保証人を二人 (一人は申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないもの) 立てます。
- ・ 次の奨学金等を借受け等することとなった場合は、速やかに広島県知事に届け出て、広島県高等学校等奨学金を辞退又は返還します。
  - (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
  - (2) 生活福祉資金 (教育支援資金のうち教育支援費)
  - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
  - (4) 広島県高等学校等定時制課程及び通信制課程修学奨励金
  - (5) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

申請者 (本人)	ふりがな		電 話 番 号
	氏 名		自宅： - - 携帯： - -
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	
	住 所	〒 -	【自宅外通学者のみ記入】 自宅外通学者の区分の月額を 希望する・希望しない
	在学学校名	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立	学 校 課 程 科 第 学 年 年 次

保護者等 ①	ふりがな		電 話 番 号
	氏 名		自宅： - - 携帯： - -
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる (下記のとおり) 〒 -	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
保護者等 ②	ふりがな		電 話 番 号
	氏 名		自宅： - - 携帯： - -
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる (下記のとおり) 〒 -	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 注 1 別に定める申請事実を証する書類を添付すること。  
 2 不用の文字は、消すこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第1号の2 (第3条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付申請書 (修学奨学金・入学準備金) (予約用)

令和 年 月 日

広島県知事 様

奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により、次の事項を確認し同意の上、申請します。

- ・ この申請書の記載内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、速やかに広島県高等学校等奨学金を辞退し返還します。
- ・ 奨学金の貸付けを受けるに当たり、原則として県内に住所を有している、かつ、成年者である保証人を二人 (一人は申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないもの) 立てます。
- ・ 次の奨学金等を借受け等することとなった場合は、速やかに広島県知事に届け出て、広島県高等学校等奨学金 (修学奨学金) を辞退又は返還します。
  - (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
  - (2) 生活福祉資金 (教育支援資金のうち教育支援費)
  - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
  - (4) 広島県高等学校等定時制課程及び通信制課程修学奨励金
  - (5) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

申請者 (本人)	ふりがな		電話番号
	氏名		自宅： - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	携帯： - -
	住所	〒 -	
	在学学校名	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立	学校
貸付けを受けたい奨学金の種類 【併用申請が可能】	<input type="checkbox"/> 入学準備金 ( 貸付申請額 <input type="checkbox"/> 5万円 <input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 15万円 ) ・ 貸付けを希望する時期 令和_____年_____月_____旬 ・ 入学又は進級しようとしている学校又は希望校 <input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立 _____学校 <input type="checkbox"/> 修学奨学金		

保護者等①	ふりがな		電話番号
	氏名		自宅： - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	携帯： - -
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる (下記のとおり) 〒 -	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
保護者等②	ふりがな		電話番号
	氏名		自宅： - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	携帯： - -
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる (下記のとおり) 〒 -	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 注 1 別に定める申請事実を証する書類を添付すること。  
 2 不用の文字は、消すこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第二号及び別記様式第二号の二を次のように改める。





次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号の3 (第3条関係)

推薦調書 (留学奨学金用)  
(略)

上記の者は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受ける者として  
適当と認め、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第5項の規定により推薦いたします。

令和 年 月 日

学校長

広島県知事 様

注 (略)

改正前

様式第2号の3 (第3条関係)

推薦調書 (留学奨学金用)  
(略)

上記の者は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受ける者として  
適当と認め、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第3項の規定により推薦いたします。

令和 年 月 日

学校長

広島県知事 様

注 (略)

別記様式第三号及び別記様式第三号の二を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事 印

令和 年 月 日付けで申請のあった広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）の貸付けについては、次のとおり決定しました。

決定番号	第 号
貸付月額	月額 円
貸付期間	令和 年 月分 から 令和 年 月分 まで
学校名	学校

- 注 1 退学したときは、奨学金の貸付けを打ち切ります。  
2 休学し、若しくは留学したとき又は進級できなかったときは、貸付けを一時休止し、復学し、又は進級したことを確認できた時点で貸付けを再開します。  
3 休学し、復学し、転学し、若しくは退学したとき又は留学、原級留置など学校の在籍状況に異動があったときは、速やかに、異動届を提出してください。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号の2（第6条関係）

広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事 

令和 年 月 日付けで申請のあった広島県高等学校等奨学金（入学準備金）の貸付けについては、次のとおり決定しました。

決定番号	第 号
貸付額	円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

誓 約 書			
<p>この度、広島県高等学校等奨学生として奨学金（ ）の貸付けを受けることとなりました。</p> <p>ついては、広島県高等学校等奨学金貸付条例その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、貸付期間満了後は誠実に返還の義務を履行することを誓約します。</p> <p>また、保証人は、本人と連帯して返還の義務を履行します。</p> <p>令和 年 月 日</p>			
本 人 (奨 学 生)		ふりがな 氏 名	㊟
		現 住 所	
保証人 (親権者等) (続柄 )		ふりがな 氏 名	㊟
		現 住 所	
		勤 務 先	
保 証 人 (続柄 )		ふりがな 氏 名	㊟
		現 住 所	
		勤 務 先	
広島県知事 様			
学 校 名		決定番号	第 号

- 注 1 本人及び保証人の氏名は、それぞれの者が自署すること。
- 2 特別の事由なく別に定める期間内に誓約書の提出がない場合は、広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第6条第3項の規定により奨学生となることを辞退したものとみなされます。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第十七号及び別記様式第十八号を次のように改める。

様式第17号（第14条関係）

奨学金償還猶予（期間延長）申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

借受者 住 所  
氏 名  
保証人 住 所  
(親権者等)氏 名  
保証人 住 所  
氏 名

次のとおり奨学金の償還の 猶予を受けたい  
猶予期間の延長を希望する ので承認してください。

- 1 決定番号 第 号
- 2 希望する償還猶予（猶予延長）期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 希望する償還猶予額 円
- 4 猶予を希望する理由
- 5 承認済猶予期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 6 承認済猶予額 円

注 1 猶予を希望する理由を証明する書類を添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第18号（第14条関係）

奨学金償還猶予（期間延長）承認通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事



令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金の償還猶予  
償還猶予期間の延長 については、次のとおり承認します。

償 還 猶 予 額	円
猶 予（延長）期 間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで
猶 予 済 期 間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで
猶 予 の 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第19号 (第15条関係)

奨学金償還免除申請書

令和 年 月 日

(略)

- 1 (略)
- 2 借受期間 令和 年 月から令和 年 月まで
- 3—6 (略)

注 (略)

様式第20号 (第15条関係)

奨学金償還免除承認通知書

令和 年 月 日

(略)

令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金の償還免除については、次のとおり承認します。

(略)

注 (略)

様式第19号 (第14条関係)

様式第20号 (第14条関係)

様式第21号 (第15条関係)

奨学金償還免除申請書

平成 年 月 日

(略)

- 1 (略)
- 2 借受期間 平成 年 月から平成 年 月まで
- 3—6 (略)

注 (略)

様式第22号 (第15条関係)

奨学金償還免除承認通知書

平成 年 月 日

(略)

平成 年 月 日付けで申請のあった奨学金の償還免除については、次のとおり承認します。

(略)

注 (略)

第二条 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金の交付) 第七条 (略)</p> <p>2 修学奨学金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその翌月分までを交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により交付する修学奨学金の交付の日は、当該修学奨学金を交付する月の二十日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>(奨学金の交付) 第七条 (略)</p> <p>2 修学奨学金は、毎月当月分を交付する。ただし、特別の事情があるときは、二分以上を併せて交付することができる。</p> <p>3 前項の規定により交付する修学奨学金の交付の日は、当該修学奨学金を交付する月の二十日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の様式により作成された申請書その他の用紙は、改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の様式により作成された申請書その他の用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。